

岩手県監査委員告示第16号

包括外部監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則
岩手県監査委員 神 崎 浩 之
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

1 外部監査の種類

平成30年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

3 監査委員告示

平成31年3月1日付け岩手県監査委員告示第19号

4 岩手県教育委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

平成30年度包括外部監査結果に係る措置状況について 令和元年10月10日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

ア 認定等の事務に関する実地検査について（公立高等学校等就学支援金交付事業）

各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するに当たり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。

イ 認定等の事務に関する実地検査について（奨学のための給付金事業）

各県立高校が実施した事務に対して県が実地検査を実施するに当たり、具体的な計画を早急に策定する必要がある。

ウ 実績報告書の記載方法の見直しについて（青少年の家プログラム充実事業）

青少年の家3施設の管理業務報告書及び管理業務月別支出実績調書については、次の点を見直す必要がある。

(ア) 収支が記載されていない。

(イ) 予算と実績の対比がなされていない。

(ウ) 問題及び課題が毎年度同じ内容となっている。

(2) 措置内容

ア 認定等の事務に関する実地検査について（公立高等学校等就学支援金交付事業）

3箇年で全ての県立高校の実地検査を実施することとして、学校に対し5月に実施計画を通知した。

イ 認定等の事務に関する実地検査について（奨学のための給付金事業）

3箇年で全ての県立高校の実地検査を実施することとして、学校に対し5月に実施計画を通知した。

ウ 実績報告書の記載方法の見直しについて（青少年の家プログラム充実事業）

令和元年度から様式を改正し、基本協定の変更契約を締結した（平成31年3月）。

問題及び課題の記載内容について、指定管理者に指導した。